

青森大学学位規程

(授与する学位)

第1条 青森大学（以下「本大学」という。）が授与する学位は、次のとおりとする。

| | | |
|------------|------------|----------|
| 総合経営学部 | 経営学科 | 学士（経営学） |
| 社会学部 | 社会学科 | 学士（社会学） |
| ソフトウェア情報学部 | ソフトウェア情報学科 | 学士（情報工学） |
| 薬学部 | 薬学科 | 学士（薬学） |

(学位の授与の要件)

第2条 学士の学位は、学長が卒業を認定した者に授与する。

(学位の授与及び学位記)

第3条 前条により本大学を卒業した者に、学長は、第1条に該当する学士の学位を授与する。

2 学位記は、別記様式のとおりとする。

(学位の取消)

第4条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、授与した学位を、学長が取り消すものとする。

(1) 不正な方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったとき

2 前項の規定により学位を取り消された者は、その学位記を本大学に返さなければならない。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正は、学長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成14年4月1日から改正施行する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。

2 工学部の卒業を認定された者に授与する学位は、改正後の第1条の規定にかかわらず、当該学部が存続する間は、なおその効力を有するものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。

2 薬学部医療薬学科の卒業を認定された者に授与する学位は、改正後の第1条の規定にかかわらず、当該学科が存在する間は、なおその効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月22日から改正施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式（第3条第2項関係）

| | | | | | | | | |
|--------|-----------------------|--------------------------------|-------------|---|------------------|--------|-----------|-----|
| 第 号 | 青森大学 学長 氏名 印 | 青森大学 〇〇学部 学部長 氏名 印 | 年 月 日 | 本学〇〇学部〇〇学科所定の 課程を修めて本学を卒業したことを 認め学士（〇〇）の学位を授与する | 年 月 日 生 | 氏 名 | 本籍 〇〇〇 | 学位記 |
|--------|-----------------------|--------------------------------|-------------|---|------------------|--------|-----------|-----|